



Topic

- ・ 厚生年金未加入事業所に対する指導強化はどこまで本気か
- ・ 28年度国年保険料 16,260円(前年比690円増)
- ・ 28年度国年支給額は27年度据置き
- ・ 国民年金保険料収納対策の強化
- ・ キャリアアップ助成金の拡充
- ・ 安衛法改正「ストレスチェックの実施要領」
- ・ 塩崎厚生労働大臣の記者会見〜有効求人倍率

厚生年金未加入事業所に対する指導強化はどこまで本気か

1月19日付読売新聞1面トップに「厚生年金悪質加入逃れ〜刑事告発も視野」やや強い見出しの記事が掲載されました。数日前には朝日新聞でも同様記事が掲載されています。

これらの報道によると厚生年金保険適用事業所のうち79万事業所が未加入、対象者は200万人です。単純に割り算をすると1事業所2.5人ですから、その多くが小規模事業所であろうことが推察できます。

刑事罰の適用を担保(※1)に、200万人の全部が厚生年金に加入したとしたら、保険料の収納額はいくらでしょうか。

民間給与実態統計調査結果(国税庁・平成26年)によると、従業員9人以下の事業所で働く労働者の平均年収は330万円ですから、平均的な賃金を仮に28万円とすると保険料は49,918円/月、年間の収納額は1兆1,980億円余になります。(事業主負担分を含む。)

これまた仮に未加入者全員が国民年金保険に加入していたとして、保険料は平成27年度は15,590円/月、年間では3,742億円余ですが、現在の保険料の徴収率は約6割ですから、これを掛け合わせると実際の収納額は2,245億円です。(国民年金保険料の徴収も今後は強化される予定ですが、当面は比較的高額所得者を対象にしています。)

その差は9,735億円。軽減税率の導入で1兆円の財源が必要になるとの試算がされていますが、ほぼその額に匹敵する額を収納することになります。

もちろん、毎年の年金支払の原資は必要ですが、1年間保険料を負担した人の場合、年金額はおおむね $(28万円 \times 12 \times (5.481/1000)) + (1,628円 \times 12)$ ですから、200万人だと、その額、1年間で759億円です。(※2)

とすると、その1年間に限ってみれば9,735億円ー759億円の差の8,976億円は翌年以降の支払いですから、支払までの間は別に運用が可能なこととなります。

もちろん納付された保険料は国の一般会計予算不足に充てることはできないのですが、国としては区分はともかく、これだけの「現金」が

手元にあると考えると財政運営も少しは気が楽になるのかもしれませんが。

厚生年金保険は一定の要件のもと、加入が義務付けられています。これに反して未加入というのは事業者間同士の公平性を欠き、あるいは被保険者にとっても低年金や無年金になる恐れもある、という問題があります。

最近、建設業界では、社会保険未加入事業所は現場へ立ち入りをさせないということが徹底されてきています。建設業許可更新等の際に社会保険に加入しているかを確認し、未加入であれば加入を指導し、なお、保険未加入状態が継続される場合には、保険担当部局へ通報し、それでも加入手続きをしない事業者に対しては、営業停止などの行政処分を行うことがあるといった強い態度で臨んでいます。

「いくらなんでも行政処分なんて、そこまでは……」という思いも以前は無くはなかったのですが、今はそうした考えは通用しない感があります。

国全体が厚生年金未加入事業所の一掃に取り組んでいる折、保険担当部局（年金機構）側も通報を受けていたのに何もしなかったでは済みませんから、いずれ何らかのアクションを起こすことは必定です。

建設業の場合は平成29年以降、現場への立ち入りができず、許可行政庁からは営業停止などの処分が出されたり、保険担当部局からは職権での保険加入手続きがなされたりということになっていますが、こうした対応は、建設業に限ったことではありません。

社会保険の強制適用事業所が未加入の場合、事業実態が以前からある場合には、最大過去2年まで遡及して適用されることとなりますが、そうなるとその間の保険料が請求されることにもなります。未納保険料を徴収するときは国税滞納処分の例に従って徴収が行なわれますから、最終的には財産の差押えもあり得ます。

これまではなんとなく見逃されてきたものがある日を境に原則どおりの適用になる、社会状況の変化が見逃せない例かもしれません。

(※1) 事業主が届出をしない、督促期限までに保険料を納付しない、検査拒否等～6月以下の懲役または50万円以下の罰金といった罰則。なお、国民年金についても同様の罰則がある。

(※2) 具体的な年金額の計算は物価変動率等の係数が乗じられる。ここではおおむねの目途とお考え下さい。



平成28年度 国民年金保険料は 16,260円（前年度より670円増）

平成28年度の国民健康保険料の額が公表されました。前年度より670円増の16,260円です。

保険料は2年分の前納ができます。そのため併せて平成29年度の国民年金保険料も公表されましたが、その額は16,490円（月額）となりました。平成28年度に比べると、230円の引上げです。

保険料は、平成29年度には16,900円に物価や賃金の変動率による計算結果に基づく保険料改定率が乗じられて計算されることになっており、以後はこの水準を固定することとなっています。



平成28年度は年金額改定無し ～物価・賃金によるスライドは行われず、 年金額は昨年度据え置き 満額の時 65,008円/月

1月29日、総務省から「平成27年平均の全国消費者物価指数」（生鮮食品を含む総合指数）が公表されました。

これを踏まえ、平成28年度の年金額は、物価、賃金によるスライドは行われず、前年度から据え置きとなりました。

この結果、

- 平成28年度の国民年金新規裁定者(67歳以下の方)の年金月額、保険料を480月納付した方については65,008円(満額1人分)となりました。

※参考 厚生労働省においては、厚生年金保険の給付額は、夫婦2人分の老齢基礎年金を含む標準的な額を221,504円/月程度と算定しています。



国民年金保険料の収納対策へ 80億円を投入

昨年末、厚生労働省が発表した資料によると、国民年金保険料の収納対策として、平成28年度に80億円を予算化することです

保険料の納付率は全国平均で60パーセント程度、埼玉県では57パーセントです。保険料の未納期間が長いと低年金になったり無年金となったりしますから、結果として将来の社会保障費の増大要因になります。

こうした状況を改善するため、厚生労働省では、「高所得でありながら長期間保険料を滞納している者を第一に強制徴収を徹底することとし、なお、保険料滞納者に対しては、所得などによって一定の基準を設け、その範囲の者には必ず督促する取組を進めながら段階的に対象の拡大を図る。平成30年度には免除等に該当する者及び免除等に該当する可能性のある低所得者を除いたすべての滞納者への督促を目指す。」としています。(平成28年度予算案における国民年金保険料収納対策等について - 厚生労働省年金局事業管理課)

今のところ、国民年金保険料を滞納していても、強制徴収の手続きに進むのは、一定の所得基準以上の人だけですが、平成30年には、滞納

者全員に法に定める強制徴収手続きを行う計画です。

ちなみに、平成27年度は控除後所得400万円以上の方を督促状の発行対象としていましたが平成28年度には、控除後所得350万円以上の方で未納期間が7ヶ月以上の方を対象に督促状を発行する計画のようです。

督促状の指定期限までに納付が無い場合は、滞納処分が開始され、延滞金が課せられるほか滞納者だけでなく連帯納付義務者(滞納者の世帯主や配偶者)の財産差押えが実施されることもあります。(国民年金法、国税徴収法)

どうしても納付が困難な場合は放置せずに年金事務所等に相談することが必要です。



【平成28年2月10日改正】 ～キャリアアップ助成金の拡充～

雇用保険料を原資として様々な助成金が運用されていますが、今般、正社員や多様な正社員への転換等の支援を目的にキャリアアップ助成金が拡充されました。

その内容は次の二つです。

- 有期契約労働者等を正規雇用労働者等に転換または派遣労働者を直接雇用した場合
 - ① 有期雇用から正規雇用へ
1人当たり60万円(45万円) [改正前50万円(40万円)]
 - ② 有期雇用から無期雇用へ
1人当たり30万円(22.5万円) [改正前20万円(15万円)]
 - ③ 無期雇用から正規雇用へ
1人当たり30万円(22.5万円) [改正前30万円(25万円)]
- 有期実習型訓練終了後、対象者を正規雇用労働者等に転換した場合、OFF-JTにかかる経費助成の上限額を引き上げ
 - ① 100h未満1人当たり15万円(10万円)

[改正前 10 万円 (7 万円)]

- ② 100h 以上 200h 未満 1 人当たり 30 万円 (20 万円) [改正前 20 万円 (15 万円)]
- ③ 200h 以上 1 人当たり 50 万円 (30 万円) [改正前 30 万円 (20 万円)]

※ ()内は中小企業以外の事業所に対する助成金額



**非正規雇用労働者のキャリアアップ支援に
参考となる好事例等をご紹介します。**
「多様な人材活用で輝く企業応援サイト」
<http://www.tayou-jinkatsu.jp/>



「ストレスチェック」の実施 そもそもこれって何?～概略

労働安全衛生法の改正により平成 27 年 12 月から労働者が 50 人以上の事業所では、毎年 1 回ストレスチェック検査を全ての労働者に対して実施することが義務付けられました。

(契約期間が 1 年未満の労働者や、労働時間が通常の労働者の所定労働時間の 4 分の 3 未満の短時間労働者は対象外。)

労働者が自分のストレスの状態を知ることによってストレスをためすぎないように対処したり、ストレスが高い状態の場合は医師の面接を受けて助言をもらったり、会社側に仕事の軽減などの措置を実施してもらったり、職場の改善につなげたりすることで、「うつ」などのメンタルヘルス不調を未然に防止するための仕組みです。

ストレスチェックはまず、質問票を労働者に配って、記入してもらうことから始まります。

事業者は、平成 27 年 12 月 1 日から平成 28 年 11 月 30 日までの間に、全ての労働者に対して第 1 回目のストレスチェックを実施し、その実

施状況を、労働基準監督署に所定の様式で報告することになります。

1 月 29 日塩崎厚生労働大臣の記者会見時の発言の抜粋です。なんとなく国の考え方が見えてきます。

塩崎厚生労働大臣の記者会見から ～有効求人倍率は 1.27 倍、24 年ぶりの水準～

平成 27 年 12 月の総務省発表の完全失業率は、前月と同水準の 3.3 パーセント、有効求人倍率は、前月から 0.02 ポイント上昇して 1.27 倍、平成 3 年 12 月以来 24 年ぶりの高水準。

雇用情勢は着実に改善が進む一方、アメリカの金融政策の正常化、中国などの新興国等の景気の下振れによる雇用のリスクもあると認識。

一億総活躍社会実現に向けて、平成 28 年度予算案に必要な施策を計上し、正社員化の促進や多様な働き方の推進をはじめ、女性・若者・高齢者・障害者等、あらゆる方々の活躍推進、子育て・介護分野などにおける人材確保の推進等に全力で取り組む決意。

【 後 記 】

ついこの間新年のご挨拶を交わしていたと思ったら、ときは既に立春。少々慌てます。

昨年後半は「マイナンバー」が話題でしたが、年が変わってからは「年金」問題が多く取り上げられています。厚生年金未加入問題は経営に直結することだけに事業主様ともども対応を考えるとところも多いのですが、足元を固めつつ、目標は「一日一歩、できたら三歩」です。

350-2203 埼玉県鶴ヶ島市上広谷 336-25-205
吉田健司行政書士/社会保険労務士事務所

代表 吉田 健司

☎ 049-271-1242

e-mail k_yoshida@office.hope.cx